

当組合は、生命保険募集および損害保険募集(以下「保険募集」という)にあたっては、保険業法・保険業法施行規則、その他法令を遵守するとともに、次の事項にもとづき適切な保険募集を行います。

なお、当組合が行う保険募集は、お客様と当組合との他のお取引に影響を与えることはありません。

1. 募集する保険商品および引受保険会社

お客様に対して当組合が募集を行う生命保険契約および損害保険契約(以下保険契約という)の引受保険会社および保険商品につきましては、当組合ホームページもしくは営業店窓口の商品パンフレットでご確認いただけます。

保険契約はお客様と保険会社との取引になりますので、保険契約の引受や保険金等のお支払いは引受保険会社がおこないます。

なお、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金や返戻金等のお支払いが一定期間凍結または金額が減額される場合があります。

2. 募集する保険商品に関する適切な情報提供

当組合が取扱う保険商品の中からお客様ご自身のご判断により商品を自由に選択いただけますよう「保険商品一覧表」を作成しています。

3. 保険募集に係る制限について

当組合が事業に必要な資金を融資している事業者、当該事業者の役員・従業員の皆様に対しては、法令等により、一部の保険商品の取扱いに制限があります。よって保険商品のご提案にあたりましては、お客様の勤務先等をお伺いする場合があります。

- A. 当組合が事業に必要な資金を融資している法人・その代表者および個人事業主に対しては、法令により、当組合は保険募集を行えません。
- B. 常時従事する従業員が 20 名以下であり、かつ当組合が事業に必要な資金を融資している法人・個人事業主の役員および従業員に対しては、法令により、当組合は保険募集を行えません。

* 当組合は法令上の特例措置に基づき、上記A、Bに該当する当組合の組合員の方、従業員が 20 名を超える融資先法人等の役員・従業員の方を保険契約者とする場合、個人年金保険を除く生命保険の保険募集については、保険契約者一人あたりの通算保険金額を 1,000 万円以下に限定します。

上記A、Bに該当する場合は、当組合は法令上の制限の課せられている保険商品の保険募集を行えません(当組合の組合員の方は除きます)。お客様のご希望により、当組合の提携代理店をご紹介します。

また、お客様が当組合に融資を申込まれている場合、審査期間中は、法令等により、一部の保険商品について保険募集を行うことができません。

【当組合の取扱商品について】

法令等により一部の保険商品(注)については保険募集の対象範囲、契約条件に制限がありますが、当組合では現時点当該商品の取扱いは行っておりません。

(注)一部の保険商品とは、住宅関連長期火災・債務返済支援保険・海外旅行傷害保険・個人年金保険・年金払積立傷害保険を除いた商品をいいます。

4. 当組合の募集代理店としての販売責任について

当組合では、お客様への保険募集に際し各種法令等の遵守に努めておりますが、万一、各種法令等に基づく説明義務違反等によりお客様に損害が生じた場合には、保険代理店としての販売責任を負います。

なお、保険契約の中途解約や変額年金の運用利回りの低下による元本割れ、引受保険会社の経営破綻等の事由によりお客様に損害が生じた場合には当組合はこの損害をてん補しません。

5. お客様からのお問い合わせ窓口

当組合では、加入いただいた保険契約に関するお客様からのご契約内容や各種お手続きに関するご照会、苦情・相談について適切に対応します。下記のご相談窓口にご連絡ください。

◆ 保険募集に関する苦情・相談窓口
⇒ 仙北信用組合 監査課
TEL 0228-32-3014
平日 9:00~17:00
FAX 0228-32-5075

◆ 契約内容・各種お手続きに関する照会窓口
⇒ 仙北信用組合 業務課
TEL 0228-32-3014
平日 9:00~17:00
FAX 0228-32-5075

なお、当組合ではお客様に対する保険募集時の説明や苦情・相談に係る記録等(お客様からご提出いただいた書類等を含む)を保険期間満了時まで適切に管理いたします。また、ご相談内容につきましては引受会社に対応させていただく場合がありますのであらかじめご了承ください。

以上